

## 特集：労働相談

### 【労働相談】

前回のテーマ「労働判例」のような争いごとにならなくとも、職場では身近な問題からより深刻な問題まで、様々な困りごとの相談が持ち込まれるものです。ひとつひとつ誠意をもって応えていく事が、職場を円滑に運営していくコツです。それらにどのように応えていくか、実務で相談を行ってきた専門家の事例集を紹介します。ここに収めた以外にも、様々なテーマの書籍が労働情報コーナーにありますので、ご利用をお待ちしております。



### 【書籍の紹介】

#### ★新・労働法実務相談 新版（第3版） 労務行政研究所 【編】

（労政時報選書） 労務行政 （2020.1） R366.1/76/7

労務管理をめぐる日常の諸問題は、人（従業員）を扱うものだけに、より公正・妥当な解決が求められます。しかしながら、法令集や一般的な解説書、判例・学説などを読んだだけでは適切に対応できないことが数多くあり、そうした問題を手際よく処理していくところが実務担当者の役割で、その悩みも多いと思います。日常の労務管理上の問題に対して、最新の法令、判例、行政解釈を踏まえて、専門家が回答した労働法の実務Q&A集です。『労政時報』に掲載された相談室の内容を24テーマ300に整理しています。

#### ★社労士のためのゼロからわかる労働相談 みらいコンサルティング

労務行政 （2018.12） 366.14/176

近年の「働き方改革」に関する法律改正への対応や、人事労務が企業における必要な「経営課題」として位置づけられている昨今において、「ヒト」に関する課題解決のニーズは日ごとに高まっています。社労士に求められる専門性として、従来から行っている社会保険・労働保険の手続き代行業務のほか、近年は、人事労務に関する相談業務の占める割合も多くなっています。そして、相談を受ける内容についても、より高度な支援や対応が求められています。それらに対応できるノウハウをまとめます。

#### ★労働相談実践マニュアル Ver.7 日本労働弁護団 （2016.3） 366.14/27/3

これまでの事例や実践を通じて得られた争点の捉え方や、判例や学説の説明を踏まえ「どのように闘うか」という実践の道筋を指摘します。そして、これを遂行する上で、労働者に不利な点、警戒しなければならない点なども説明します。さらに、最新の判例や命令を紹介し、労働者にとって有利不利を問わず、労働弁護士としての眼から見落とすことのできない判例も解説します。実務家が労働相談活動を実践するためのマニュアルです。



**★労働時間の法律相談** TMI 総合法律事務所 (最新青林法律相談) 青林書院 (2020.4) 366.32/317

「働き方改革」は、働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革といわれています。企業にとっては、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の時季指定義務、同一労働同一賃金など様々な対応が求められています。労働時間の法規制の対応について、日頃から労働法の分野を担当する弁護士が、労働時間の法規制と実務における対応についての相談をまとめています。

**★派遣労働者・労働組合のための派遣労働相談マニュアル**

日本労働弁護団 (2016.2) 366.8/261

労働者派遣法は「労働者派遣事業」を、当初は事業限定して開始し、改正を重ね、かなりの分野で浸透してきております。このような「間接雇用」を法制化した中で、労働者にとって、不安定雇用、使用者責任の不明確、労働条件格差、権利行使が困難という点で不利益な労働形態が、あくまで例外的で限定的な状態が続いております。そのような労働形態にある派遣労働者を限定にした労働相談についての事例をまとめています。

**★アルバイト・パートのトラブル相談 Q&A** —基礎知識から具体的解決策まで— 岩出 誠【編集代表】

ロア・ユナイテッド法律事務所【編】 民事法研究会 (2017.7) 366.8/256

パートタイム労働者やアルバイトは、残業代や年次有給休暇、労災補償、解雇予告手当など受けられないという誤った認識が、いまだ社会にはびこっています。にもかかわらず、現実には、彼らは、日本の雇用の約3割近くを占め、重要な役割を担っています。彼ら非正規労働者の中でも、圧倒的多数を占めるパートタイム労働者、アルバイトを巡り、労使が職場で出会う様々な疑問に、最新の法令・指針・判例を踏まえ解説します。

**★女性社員の労務相談ハンドブック** —女性活躍推進法・改正育児介護休業法対応— 山浦 美紀・

大浦 綾子・小西 華子・里内友 貴子・高橋 佳子 新日本法規出版 (2017.11) 366.21/756

一人の女性として、プライベートと仕事を両立するために奮闘して働いてきた経験を参考にし、企業が直面するであろう女性社員の労務問題に解決とアドバイスを加えます。女性が社会進出し、働きやすい職場づくりに、企業からの相談を受けて多種多様な労務問題を解決してきた経験のある女性弁護士や女性特定社会保険労務士が集結し、執筆に携わりました。

**★職場のハラスメント** —適正な対応と実務—

第3版 中井 智子 労務行政 (2020.9) 366.9/615/2

近年、セクハラやパワハラ、マタハラにパタハラ、スモークハラスメントなど、様々なハラスメントの類型が問題となってクローズアップされています。また、男女雇用機会均等法と育児・介護休業法の改正により、新たにマタハラの防止措置が事業主の義務となっています。さらに改正労働施策総合推進法が施行され、いよいよパワハラ法制が動き出します。職場のハラスメントは、会社の貴重な人材や社会的信用にも関わることとなります。このようなことを未然に防ぐため、職場で起きたハラスメントへの対応を解説します。

**★労働相談全国ガイドブック** —職場トラブル110番— 労働相談センター【編】

同時代社 (2017.1) 366.14/168

労働トラブルを解決して、労働条件をもっと良いものにしたいけれど、どうすれば良いかわからない。どこに相談したら良いだろう。そのような人に向けてまとめられています。ここでは、こうした労働相談に耳を傾け、解決の道筋を示してくれる、労働組合や行政機関、弁護士団体などの窓口を紹介します。全国各地で労働相談を受けられる窓口について概要を解説します。労働組合、労働基準監督署、都道府県の労働局、法テラスなど。